

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ENEOS グローブ株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平成23年3月24日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【本文】

【発行者に関する事項】

発行者の名称	大丸エナウイン株式会社
証券コード	9818
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所第二部、大阪証券取引所第二部

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ENEOS グローブ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
事務上の連絡先及び担当者名	経理財務部財務グループ 倉信 竜
電話番号	03(5253)9110

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年3月1日
・3月24日提出の訂正報告書(大量保有)内の「提出日」が3月23日となっているため「提出日」を3月24日に訂正するもの。	